健康づくり審議会構成図

令和3年12月現在

健 康 づ く り 審 議 会

〇設置根拠：健康づくり推進条例第23条、附属機関設置条例第1条

〇委員定数：30人以内（任期2年）

〇会長：審議会委員の互選

〇所掌事務：健康づくりの推進に関する重要事項の調査審議及び当該事項に関して必要と認める事項についての建議

主な協議内容例
- ・健康づくりの推進に関する基本的な計画及び実施計画の調査審議
- ・兵庫県がん対策推進計画、歯の健康づくり計画の改定等の報告　等

※ 専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会を置くことができる

・委員の指名
・部会長の指名

・委員の指名
・委員長の指名

【専門委員の任期】
・委嘱のあった日から審議終了まで

報告

報告

部　　会

〇設置根拠：健康づくり推進条例第23条第4項、健康づくり審議会規則第8条

〇構成委員：部会に属する審議会委員、専門委員は会長が指名

〇部 会 長 ：部会に属する審議会委員のうちから会長が指名

〇所掌事務：審議会の所掌事務の分掌（部会議決＝審議会議決）

※ 専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会を置くことができる

対がん戦略部会

がん制圧に関する戦略について、専門的かつ総合的に検討（がん予防・教育啓発・検診・医療・情報対策等）

歯と口腔の健康づくり推進部会

生涯を通じた歯及び口腔の健康づくりの推進について専門的かつ総合的に検討（歯科保健対策の連携・推進体制の構築等）

※R3.10.29～8020運動推進部会より名称変更

認知症対策部会

認知症対策（予防・医療・地域支援・人材育成・若年性認知症）の推進について専門的かつ総合的に検討

委員の指名
委員長の指名
報告

委員の指名
委員長の指名
報告

委員の指名
委員長の指名
報告

小委員会
（必要に応じ部会ごとに設置）

〇設置根拠：健康づくり審議会規則第9条

〇構成委員：小委員会に属する審議会委員、専門委員は部会長が指名

〇委 員 長 ：小委員会に属する審議会委員、専門委員のうちから部会長が指名

〇所掌事務：専門的な事項についての調査審議

- **・造血幹細胞移植対策推進専門委員会** 【対がん戦略部会内】
- **・がん診療連携推進専門委員会** 【対がん戦略部会内】
- **・がん登録推進専門委員会** 【対がん戦略部会内】

小　委　員　会

〇設置根拠：健康づくり審議会規則第9条

〇構成委員：小委員会に属する審議会委員、専門委員は会長が指名

〇委 員 長 ：小委員会に属する審議会委員、専門委員のうちから会長が指名

〇所掌事務：専門的な事項についての調査審議

※ 専門の事項を調査審議する必要があるときは、小委員会内に内部設置機関をおくことができる

地域・職域連携推進協議会

①健康づくり推進実施計画の進捗状況

②地域・職域の役割分担及び総合調整

感染症対策専門委員会

①県内の感染症（動物由来感染症を含む）対策にかかる平常時及び緊急時の対応

②感染症予防計画の推進及び改定

〔内部設置機関〕 麻しん・風しん対策会議

受動喫煙防止対策検討委員